

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	佐賀県小規模水道条例	法令の番号	昭和35年佐賀県条例第28号						
許認可等の種類	小規模水道の布設工事着手前の確認	根拠条項	第3条						
審査基準	<p>佐賀県小規模水道条例第3条第1項の規定による基準に適合するものであること。</p> <p>一 水道法第四条に規定する水質基準に適合する必要量の浄水を得るために必要な取水、浄水等の設備を有し、かつ、消毒設備を備えること。</p> <p>二 必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水設備を有すること。</p> <p>三 前二号の設備は、給水が容易、かつ、確実であり、水が汚染され又は漏れるおそれがないものであること。</p>								
	受付機関	管轄保健福祉事務所	処理機関	管轄保健福祉事務所	交付機関	管轄保健福祉事務所	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	